



解禁日 平成30年6月14日17時

平成30年6月7日

解禁指定有

国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所



特殊車両の指導・取締りを実施します。

(平成30年度第1回を実施)

1. 概要

道路を通行する車両については、大きさや重量を制限しており、一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といいます。

多治見砂防国道では、道路の保全と交通の危険防止を図るため(参考資料1)、岐阜県多治見警察署の協力を得て、現地において特殊車両等の指導・取締を行います。

当事務所では、平成30年度第1回目の実施となります。

特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限り、通行に必要な条件(走行時間帯、誘導車の配置、徐行など)を付してその通行を許可しています。(参考資料2)

■日 時:平成30年6月14日(木) 13時30分~15時30分

(解禁日:平成30年6月14日(木) 17時)

予備日:平成30年6月15日(金) 13時30分~15時30分

(解禁日:平成30年6月15日(金) 17時)

(天候の状況等により中止する場合があります。)

■場 所:一般国道19号 土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所(別紙)

2. 資料 別 紙1 : 現地取締り場所位置図等

別 紙2 : 取材申込書

参考資料1: 違反大型車両が道路構造物に与える影響

参考資料2: 特殊車両について(道路法・車両制限令)

3. その他 報道関係者を対象に公開します。

取材をご希望の方は、取材申込書(別紙2)に必要な事項を記載の上、FAXにてお申し込み下さい。(駐車場は別紙1をご覧ください。)

配布先

多治見市政記者クラブ

問合せ先

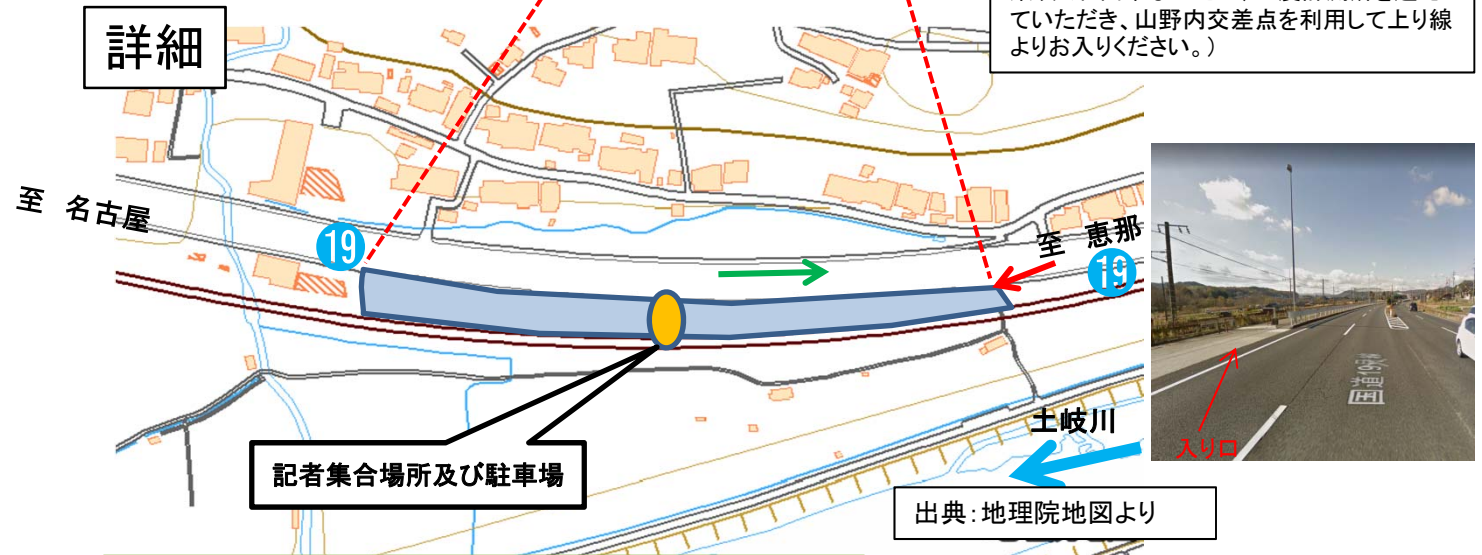
国土交通省 多治見砂防国道事務所	副所長	マツヤマ ナオト 松山 直人	TEL 0572-25-8020
国土交通省 多治見砂防国道事務所	建設専門官	ミズノ ヒロユキ 水野 裕之	TEL 0572-25-8027 FAX 0572-23-7236

道路の異状を発見したら…道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

現地取締り場所位置図等

別紙1

実施場所: 国道19号 上り 46.7kp
(土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所)



過去実施状況 (H29.8.25 実施時)

計測中



指導・啓発状況



平成29年度 取締実施状況
取締り実施回数 : 7回
計測車両台数 : 19台
違反車両 : 19台

特殊車両指導・取締り 取材申込書

第1回取締りの取材をご希望の報道関係者様は必要事項を記入の上、
平成30年6月12日(火)までに下記宛てに送付をお願い致します。
(予備日に変更となった場合は、こちらから連絡させていただきます。)

FAX番号:0572-23-7236
多治見砂防国道事務所 道路管理課 宛

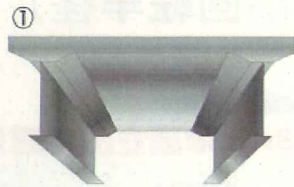
貴社名	
氏名(代表者)	
連絡先等	電話番号 () — FAX番号 () — メールアドレス
参加人数	_____名(代表者含む)

違反大型車両が道路構造物に与える影響

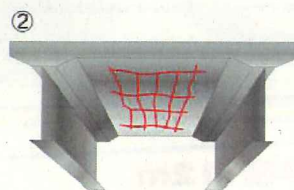
①積載重量超過などによる違反車両は、道路構造の劣化を早めます。

疲労のイメージ

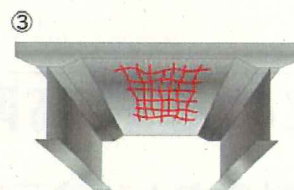
①健全な床版の状態



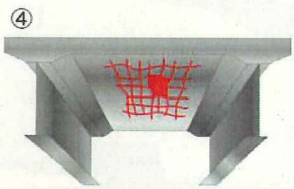
②車両が繰り返し走行することで、縦方向・横方向に小さなひび割れが発生



③サイコロ状に近い形まで密なひび割れが発生



④床版が抜け落ちて舗装に穴が空いた状態



激しい交通状況



コンクリートの床版が抜け落ち、舗装に空いた穴

②車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響

- ・車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、橋梁(床板)で12乗といわれています。
- ・大型車両1台が軸重10tの基準を2t超過した場合、約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

損傷(鋼材破断)の実例一(国道23号 木曾川大橋)

特殊車両について (道路法・車両制限令)

車両制限令で定める最高限度

- 寸法(幅、高さ、長さ、最小回転半径)



車両制限令で定める最高限度

- 重量(総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重)



- 総重量(車両重量+積載物重量+乗員)
 - 高速自動車国道および重さ指定道路: 最大25t
 - その他の道路: 20t
 - 隣接軸重: 18~20t
(隣り合う車軸の距離により)
- ※総重量については、道路種別および車両の最遠軸距により特例があります

道路法

第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。